

国 地 契 第 8 2 号
国 官 技 第 1 3 8 号
国 営 計 第 8 6 号
平成17年10月7日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

工事希望型競争入札方式の手續について

工事規模がおおむね1億円以上2億円未満の工事については、従来、工事希望型指名競争入札に付していたところであるが、今般、2億円未満の工事についてより一層競争性及び透明性を高めるため、相当数の建設業者に対し、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求め、かつ、条件を満たす者はすべて競争参加を認める新たな入札方式として「工事希望型競争入札方式」を定めたので、下記事項に留意の上、速やかに実施されたい。

なお、工事請負業者の選定手續は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

記

1 対象工事

工事希望型競争入札方式は、「一般競争入札方式の拡大について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）及び「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）の対象工事を除き、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性を勘案して地方整備局長等が必要と認める工事について行うものとする。

2 技術資料の提出を求める業者の選択

(1) 地方整備局長等は、1に掲げる対象工事を発注しようとする場合においては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。①において「選定要領」という。）に基づく指名競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる事項等を勘案して、4(1)の技術資料の提出を求める業者を10数社から20社程度選択するものとする。

- ① 希望する工事の内容（選定要領様式3の「業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その2）」において、希望する工事の内容を記載する工事種別に限る。）
- ② 当該工事の規模
- ③ 当該建設業者の認定時の評価
- ④ 地域的特性

(2) (1)による選択の基準は、公表するものとする。

3 送付資料の送付

(1) 地方整備局長等は、技術資料を収集しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類（6(4)及び7において「送付書類」という。）を2(1)により選択した業者に送付するものとする。

- ① 当該工事について工事受注希望がある場合には、技術資料を作成し、提出すること
- ② 工事の概要
- ③ 入札条件
- ④ ③の入札条件のすべてを満たす技術資料を提出した者はすべて競争参加を認める旨
- ⑤ 技術資料の作成及び提出に係る事項
- ⑥ 実施上の留意事項
- ⑦ 7(1)から(3)までに掲げる事項
- ⑧ 8(1)から(3)までに掲げる事項
- ⑨ 9(2)から(4)までに掲げる事項
- ⑩ その他地方整備局長等が必要と認める事項

(2) (1)による送付は、原則として、電子入札システム（地方整備局長等の承諾を得た場合は、紙）により行うこととする。

4 技術資料の内容

(1) 技術資料の内容は、次に掲げるものとする。

① 施工実績

イ 同種又は類似の工事の施工実績（平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあつては、旧地方建設局請負工事成績評定（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（②ロにおいて単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。）

ロ 近隣地域内における工事の施工実績

② 配置予定の技術者

イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）

ロ イの予定者の資格、工事経験（評定点合計が65点未満のものを除く。）

③ 当該工事に係る簡易な施工計画

(2) (1)①イ及びロの施工実績並びに②ロの工事経験に係る技術資料には、次の①から⑤までに掲げる工事成績評定通知書（以下(2) (①から⑤までを除く。）において単

に「工事成績評定通知書」という。)が含まれるものとする。この場合において、評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

- ①旧「地方建設局請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書
- ②旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書
- ③「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技93号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- ④「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- ⑤「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国官技第34号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

5 技術資料の審査

地方整備局長等は、提出された技術資料の審査を行い、審査の結果を踏まえ、入札・契約手続運営委員会の議を経て、技術資料を提出した者の中から入札条件のすべてを満たす者すべてについて、競争参加を認めることとする。

6 工事費内訳書の提出

1件につき予定価格が1億円以上の工事においては、第1回の入札に際しては、入札参加者に当該入札に係る入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとし、送付資料及び地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官会第4136号)第29条第1項の通知書にその旨記載するものとする。この場合において、工事費内訳書の様式は適宜とするが、少なくとも数量、単価、金額等が記載されたものとする。

7 苦情の申立て

- (1) 地方整備局長等は、技術資料を提出した者のうち当該工事について競争参加を認めなかったものに対して、競争参加を認めなかった旨及びその理由(以下「理由等」という。)を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(3)及び7(1)において「休日」という。)を除く。)以内に、書面により、地方整備局長等に対して理由等についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 地方整備局長等は、理由等についての説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。
- (4) (2)に掲げる事項については、3の送付資料のほか、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、当該工事に係る地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官会第4136号)第29条第1項の通知と同時にを行うとともに、理由等については、入札条件のいずれの観点から競争参加を認めなかったかを明らかにするものとする。

(6) 地方整備局長等は、(3)による回答の内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。

8 再苦情申立て

地方整備局長等は、3の送付資料のほか、6(3)による回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 地方整備局等からの理由等の説明に不服がある者は、理由等の説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に、書面により、地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

9 実施上の留意事項

(1) 本手続においては、技術資料が提出されたことをもって、提出者に工事受注希望があるものとみなす。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

(3) 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を行うことがある。

附 則

（適用期日）

1 この通知は、平成17年10月14日以降に入札手続を開始する工事の請負契約について適用する。

（「工事希望型指名競争入札方式の手続について」の廃止）

2 「工事希望型指名競争入札方式の手続について」（平成7年3月22日付け建設省厚発第12号、建設省技調発第46号）は、廃止する。

（経過措置）

3 1及び前項の規定にかかわらず、特殊な施工技術を要する工事等で技術資料の提出を求める業者を相当数選択できないと認められるもの等で、公募型指名競争入札手続によることが適当と認めた場合には、同手続によっても差し支えない。

（「入札金額の内訳の提出について」の一部改正）

4 「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）の一部を次のように改正する。

記1中「公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札以外の指名競争入札」を「1億円未満の競争入札」に改める。